

第3節 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立

食品の安全・安心の確保を進めるには、行政、食品関連事業者及び消費者が相互理解のもと、信頼関係を構築することが重要です。食品の安全性に関する意見交換を促進し、関係者間の信頼が向上するよう取組を行う必要があります。

1 関係機関、関係団体等との連携

県は、食品の安全・安心を確保するため、食品流通の広域化などを踏まえ、国、他の都道府県、市町村、関係機関、関係団体と連携、協働して食品の安全・安心の確保に関する取組を進めていきます。

現状と課題

- 食品の安全・安心を確保するには、生産から販売に至る各段階において、多岐にわたる分野の関係機関等と連携・協力を図りながら、取組を進めていく必要があります。

施策の内容

関係機関、関係団体等との情報共有の推進（各課）

- 食品衛生関係では、厚生労働省、他自治体等と連携を図り、食品の安全・安心の確保に関する情報の共有に努めるほか、食中毒や違反食品の発生時には迅速かつ的確な対応を図ります。特に、県内の保健所設置市とは、十分な情報交換及び連携を図りながら、取組を進めていきます。
- 食品表示関係では、消費者庁や農政局との情報交換に努めるほか、不適切な表示に関する情報に対しては消費者庁、農政局、関係自治体と連携して適切に対処します。

2 食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発

県は、食品の安全・安心に関する情報や県の取組内容に関する情報を消費者及び食品関連事業者に適時適切に提供することにより、消費者の食品に対する信頼の確保につなげます。

(1) 消費者及び食品関連事業者に対する普及・啓発の推進

現状と課題

- 食品の安全・安心の確保の取組を進めるために、県が消費者及び食品関連事業者に対し、食品の安全性に関する正しい知識や情報を正確に伝え、身に付けていただくことが重要です。そのためには、県ホームページ等の様々な情報媒体を通して消費者等への情報提供を行う必要があります。

施策の内容

消費者等への食品の安全性に関する情報提供

(生活安全課、健康増進課、生活衛生課、農林水産部)

- 食品の安全性について、消費者や食品関連事業者が正しく必要な知識を身に付けることができるよう、様々な情報媒体を用いて情報提供を行います。
- 食中毒の発生情報や食品衛生法に違反する情報を提供し、食品衛生上の危害の状況を啓発することにより、食品による健康被害の未然防止や拡大防止を図ります。
- 自主回収の情報を県ホームページにより公表し、不良食品の回収促進を図ります。

(2) 学校における教育活動の推進

現状と課題

- 家庭科、技術・家庭科家庭分野等の教科領域において、安全・衛生に配慮した食品の取扱いについての指導を行う必要があります。
- 食に関わる情報を適切に判断し、健康で安全な食生活を営むことができる児童生徒の育成が重要です。

施策の内容

食品の安全・安心に関する教育活動の推進

(高校教育課、義務教育課、体育スポーツ健康課)

- 食品の安全・安心に関する学習指導体制や指導方法について、各種研修等で市町村教育委員会や学校の教職員に対し、指導・助言を行います。
- 食品衛生などの基礎的・基本的な知識と技術に関する指導を行い、健康で安全・安心な食生活を営むことができる児童生徒を育成します。

3 情報及び意見の交換の促進

食品の安全・安心の確保のためには、行政、食品関連事業者及び消費者が相互理解のもと、信頼関係を構築することが重要です。食品の安全性に関する意見交換を促進し、関係者間の信頼が向上するよう取り組みます。

また、県民からの施策の提案制度やパブリックコメントなどにより、広く県民からの意見を聴き、施策への反映について検討します。

現状と課題

- 食品の安全・安心についての考え方は、知識や経験、立場などにより、認識が大きく異なることがあります。食品の安全・安心の確保のためには、行政、食品関連事業者、消費者など関係者の間で、食品の安全性に関する情報の共有や意見の交換を行うなどにより、相互の意思疎通を図る必要があります。
- 県民は、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力するとともに、意見を表明するよう努めることによって、食品の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすことが期待されますが、県の施策に対する県民の意見を聴取する取組が必要です。

施策の内容

意見交換会及びパブリックコメントの実施による県民との意見交換の促進（各課）

- 県、食品関連事業者及び消費者がそれぞれの取組について相互に理解を深められるよう、情報や意見を交換する機会を設け、リスクコミュニケーションを促進します。
- 食品の安全・安心に関する出前講座や講習会、シンポジウムなどを実施し、意見交換を進めます。
- 食品の安全性向上に努め、自主的な衛生管理の取組を行うなど、食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを積極的に進める事業者を選定し、消費者への食品安全・安心情報の発信や施設見学における意見交換を実施します。
- 本計画の見直しの際のパブリックコメントの実施により広く県民の意見を聴くとともに、県民から食品の安全・安心の確保に関する施策についての提案があったときは、当該提案についての検討を行い、その提案者に対して見解を明らかにし、その内容を公表します。

数値目標

| 指 標 | 現 状 (R2年度) | 目 標 (R8年度) |
|----------------|---------------|---------------|
| 意見交換会の実施回数（対面） | 8回 | 20回 |

4 食品関連事業者の人材の育成

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全性に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成に努めます。

現状と課題

- 食品関連事業者が自主的に食品の安全・安心の確保に取り組めるよう、実践的かつ専門的な知識を有し、指導的立場となる人材を育成していく必要があります。

施策の内容

食品関連事業者における指導的立場となる人材育成

(生活衛生課、食の安全・地産地消課、高校教育課、義務教育課、体育スポーツ健康課)

- 農薬使用者に対する農薬の適正使用を指導する農薬指導士を育成します。
- 食品営業者の団体等の中で、各事業者に対して助言・指導できる人材の育成を推進します。
- 栄養教諭等に対して、食品の安全・安心に関する知識の習得と指導力の向上を図ります。
- 食料生産等の実習を担当する教員に対しての研修の充実を図ります。